

パシフィコ横浜ノース駐車場管理運営要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 利用（第8条―第14条）
- 第3章 駐車料金及び算定等（第15条―第19条）
- 第4章 引取りのない車両の措置（第20条―第23条）
- 第5章 保管責任及び損害賠償（第24条―第26条）
- 第6章 雑則（第27条）

第1章 総則

（通則）

第1条 パシフィコ横浜ノース駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この要綱の定めるところによる。

（駐車場の名称等）

第2条 駐車場の名称、所在地及び駐車場規模は、別表1のとおりとする。

（要綱の遵守）

第3条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この要綱を遵守しなければならない。

（供用時間）

第4条 駐車場の供用時間は、毎日7時から24時までとする。

（利用期間）

第5条 駐車場の1回の利用は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の供用時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第6条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

（1）自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合。

（2）保安上供用の継続が適当でないと認められる場合。

（3）工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

（4）前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

（駐車できる車両）

第7条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ5.0m、幅2.3m、高さ2.3m及び重量3.5tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第8条 車両が入庫するときは、駐車券発券機において駐車券の交付を受け、空いている駐車位置又は係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、事前精算機及び出口管理事務所において駐車券を挿入又は係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第9条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第10条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 速度は、毎時8キロメートルを超えないこと。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第11条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) ごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 場内において宿泊しないこと。
- (5) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (6) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (7) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の秩序を乱す行為をしないこと。
- (8) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)

第12条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。

- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をする恐れがあるとき。
- (6) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき
- (7) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第13条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき。
- (3) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(事故に対する措置)

第14条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(駐車時間)

第15条 駐車時間は、入庫時刻から出庫時刻までの時間とする。

(駐車料金)

第16条 駐車料金は、別表2のとおりとする。

- 2 身体障害者等が、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳又は、それらに準ずる手帳等を呈示したうえで料金の支払いを申し出たときは、本人確認ができた場合に限り、前項の規定にかかわらず、別表2に掲げる料金に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 利用者が出庫にあたり事前精算機を利用する場合は、精算から出場までに必要な時間を付加し、その時間は無料とする。
- 4 管理者は、特に必要と認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 利用者が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

(割引券等)

第18条 管理者は、利用者のサービス向上のため、割引券を発行することができる。

- 2 前項の割引券の発行額及び割引率は別表3のとおりとする。

(一括貸)

第19条 管理者は、駐車場の営業に支障のない範囲で、駐車場を一括貸できるものとする。

- 2 前項の一括貸に伴う使用料は別表4のとおりとする。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第20条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第5条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第21条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第22条 管理者は、第20条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。この場合において、移動にかかる費用等は利用者及び所有者等が負担するものとする。

(車両の処分)

第23条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、その時点での車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐

車場において掲示する。

- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 責任及び損害賠償

(免責事由)

第24条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第6条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第12条の規定による措置

(料金の払い戻し)

第25条 管理者は割引券の料金を払い戻す義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この要綱に定めのない事項)

第27条 この要綱に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

駐車場名	パシフィコ横浜ノース駐車場
所在地	横浜市西区みなとみらい一丁目 1 番 2 号
駐車場規模	1 5 2 台

別表 2 (第 1 6 条関係)

時間	料金	料金の上限
0 時～7 時まで	3 0 分毎 1 3 0 円	なし
平日の 7 時～2 4 時まで	3 0 分毎 2 7 0 円	1, 4 0 0 円
土曜日・日曜日・祝日及び 特定日の 7 時～2 4 時	3 0 分毎 2 7 0 円	1, 9 0 0 円

※端数の時間については、切り上げるものとする。

別表 3 (第 1 8 条関係)

割引券

券種	定価	1 0 0 枚以 上	3 0 0 枚以 上	5 0 0 枚以 上	1, 0 0 0 枚 以上	1, 5 0 0 枚 以上
3 0 分券	2 7 0 円	2 4 0 円	2 2 0 円	2 1 0 円	1 9 0 円	1 6 0 円
1 時間券	5 4 0 円	4 8 0 円	4 5 0 円	4 3 0 円	3 8 0 円	3 3 0 円
2 時間券	1, 0 8 0 円	9 7 0 円	9 1 0 円	8 7 0 円	7 6 0 円	6 6 0 円
4 時間券	2, 1 6 0 円	1, 9 5 0 円	1, 8 2 0 円	1, 7 4 0 円	1, 5 3 0 円	1, 3 2 0 円

※有効期限は発行から 1 年とする。

別表 4 (第 1 9 条関係)

一括貸エリア	利用時間	料金の上限
全館	1 2 時間まで	2 0 0, 0 0 0 円
	1 2 時間以降	1 時間毎 2 0, 0 0 0 円